

令和5年12月橋本市議会定例会会議録（第5号）

令和5年12月7日（木）

議事日程第5号

令和5年12月7日（木） 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 認定第1号 令和4年度橋本市一般会計決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 令和4年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第4 認定第3号 令和4年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第4号 令和4年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について
- 日程第6 認定第5号 令和4年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について
- 日程第7 認定第6号 令和4年度橋本市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第7号 令和4年度橋本市土地区画整理事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第8号 令和4年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第9号 令和4年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第10号 令和4年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第11号 令和4年度橋本市水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 認定第12号 令和4年度橋本市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 認定第13号 令和4年度橋本市病院事業会計決算の認定について
- 日程第15 承認第1号 専決処分事項の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第16 議案第10号 橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例について
- 日程第17 議案第11号 橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第12号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第13号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第14号 橋本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第15号 橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の終了に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第22 議案第16号 橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第17号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第18号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第19号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第1号 令和5年度橋本市一般会計補正予算（第7号）について

- 日程第27 議案第2号 令和5年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第3号 令和5年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 議案第4号 令和5年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第30 議案第5号 令和5年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第31 議案第6号 令和5年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第32 議案第7号 令和5年度橋本市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 議案第8号 令和5年度橋本市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 議案第9号 令和5年度橋本市病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第35 議案第20号 工事請負契約の締結について
- 日程第36 議案第21号 物品購入契約（単価）の締結について
- 日程第37 議案第22号 物品購入契約の締結について
- 日程第38 議案第23号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第39 議案第24号 財産の譲与について
- 日程第40 議案第25号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同約の変更について
- 日程第41 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について

会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 認定第1号 令和4年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第14 認定第13号 令和4年度橋本市病院事業会計決算の認定について まで
- 日程第15 承認第1号 専決処分事項の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第16 議案第10号 橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例について
- 日程第17 議案第11号 橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第12号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第13号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第14号 橋本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第15号 橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の終了に伴う

関係条例の整理に関する条例について

- 日程第22 議案第16号 橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について
日程第23 議案第17号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
日程第24 議案第18号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第25 議案第19号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
日程第26 議案第1号 令和5年度橋本市一般会計補正予算（第7号）について
日程第27 議案第2号 令和5年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第28 議案第3号 令和5年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第29 議案第4号 令和5年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第30 議案第5号 令和5年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第31 議案第6号 令和5年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第32 議案第7号 令和5年度橋本市水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第33 議案第8号 令和5年度橋本市下水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第34 議案第9号 令和5年度橋本市病院事業会計補正予算（第3号）について
日程第35 議案第20号 工事請負契約の締結について
日程第36 議案第21号 物品購入契約（単価）の締結について
日程第37 議案第22号 物品購入契約の締結について
日程第38 議案第23号 工事請負変更契約の締結について
日程第39 議案第24号 財産の譲与について
日程第40 議案第25号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について
日程第41 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第42 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第43 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第44 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について

議員定数 18名

出席議員 18名

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 森 下 伸 吾 君 | 2番 板 橋 真 弓 君 |
| 3番 岡 本 喜 好 君 | 4番 梅 本 知 江 君 |
| 5番 阪 本 久 代 君 | 6番 高 本 勝 次 君 |
| 7番 岡 弘 悟 君 | 8番 田 中 博 晃 君 |
| 9番 堀 内 和 久 君 | 10番 垣 内 憲 一 君 |
| 11番 岡 本 安 弘 君 | 12番 小 林 弘 君 |

13番 田 中 和 仁 君	14番 南 出 昌 彦 君
15番 辻 本 勉 君	16番 土 井 裕美子 君
17番 石 橋 英 和 君	18番 中 本 正 人 君

説明員職氏名

市 長 平 木 哲 朗 君	副 市 長 小 原 秀 紀 君
教 育 長 今 田 実 君	病院事業管理者 古 川 健 一 君
総合政策部長 土 井 加奈子 君	総 務 部 長 井 上 稔 章 君
経済推進部長 北 岡 慶 久 君	健康福祉部長 久 保 雅 裕 君
農業委員会事務局長	
危機管理監 廣 畑 浩 君	建 設 部 長 西 前 克 彦 君
会計管理者 大 岡 久 子 君	上下水道部長 堤 健 君
教育部長 堀 畑 明 秀 君	消 防 長 永 井 智 之 君
病院事務局長 池之内 正 行 君	選挙管理委員会事務局長 藤 岡 栄 次 君
監査委員事務局長 櫻 井 康 雄 君	財 政 課 長 三 浦 康 広 君
政策企画課長 中 岡 勝 則 君	

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福 井 直 記	議会事務局次長 笹 山 奨
議事調査係長 長谷川 裕 子	

(午前9時30分 開議)

○議長（森下伸吾君）おはようございます。
ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長（森下伸吾君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

今回、提出された請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり2件であります。これを会議規則第141条の規定により、請願第2号 学校給食費の無償化の継続実施を求める請願については文教厚生建設委員会に、請願第3号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願 については総務経済委員会にそれぞれ付託いたします。

また、今定例会に提出されました議案第10号 橋本市長等の市に対する損害賠償責任の

一部免責に関する条例については、地方自治法第243条の2第2項の規定により、議長において監査委員に意見を求めましたところ、令和5年12月4日付で回答がありましたので、その写しを配付しております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森下伸吾君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番 岡君、12番 小林君の2人を指名いたします。

日程第2 認定第1号 令和4年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第14

認定第13号 令和4年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの13件

○議長（森下伸吾君）日程第2 認定第1号 令和4年度橋本市一般会計決算の認定の認定について から、日程第14 認定第13号 令和4年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの13件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました令和4年度各会計決算の認定につきましては、去る9月定例会において設置されました令和4年度決算審査特別委員会の閉会中の継続審査に付していただいております。

本件について、委員長の報告を求めます。

令和4年度決算審査特別委員会委員長、3番 岡本君。

〔3番（岡本喜好君）登壇〕

○3番（岡本喜好君）おはようございます。

それでは、委員長報告のほうをさせていただきます。

去る9月14日の本会議において本委員会に付託され継続審査となった認定第1号から認定第13号までの令和4年度各会計決算の認定13件の審査結果について報告いたします。

9月定例会閉会後の去る10月16日、17日、18日に委員会を開催し、慎重審査を行いました。

審査結果については次のとおりです。

まず、認定第1号と認定第2号については、いずれも賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号から認定第8号までは、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号については、賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号については、全会一致で

原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第11号については、賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第12号と認定第13号については、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で本委員会の審査結果報告を終わりますが、詳細については委員会記録をご高覧くださいようお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより認定第1号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

6番 高本君。

〔6番（高本勝次君）登壇〕

○6番（高本勝次君）皆さん、おはようございます。

それでは早速、橋本市一般会計決算の認定に反対の立場で討論をさせていただきます。

令和4年度はまだコロナ禍が続いていました。一般財源とともに国の臨時交付金なども活用して、市民生活に関わる事業も進められてきました。特に、新たに18歳までの医療費が子ども医療費扶助事業として助成されるようになり、さらに、通学路で危険だと言われてきたブロック塀等の耐震対策事業の補助金制度ができました。農業事業者への支援の助成も進められ、非課税世帯への5万円の給付金支給も実施されてきました。

しかしながら、高齢者への施策や若者定住に向けた施策などはまだ道半ばとなつてい我想います。とりわけ学校給食費の無償化は、ずっと以前から子育て世帯から強い要望があ

ります。国や県への要望、働きかけが行われておりますが、実施されるまでに至っておりません。伊都・橋本地域においては、高野町が2013年から無償化を実施、かつらぎ町は昨年2022年から無償化を実施しております。新しいところでいいますと、九度山町が国の臨時交付金を活用して、今年7月から来年3月までの無償化を実施しております。学校給食費の無償化は、全国的にも大きく広がっているところですよ。

さらに申し上げますと、一般家庭の可燃ごみ収集についても、夏場の期間だけでも週2回収集できないかという、これは本当に市民からの毎年聞く要望であります。特に他市から引っ越してこられた市民が、ごみの収集が週1回と聞いて驚いている声をよく聞きます。さらにまた若い人たちからは臭いのことや、虫が湧きやすい夏場だけでも何とか週2回収集してほしいものだという声も広がっております。

そしてまた高齢者の皆さんからは、特に交通が不便、お出かけや買物、通院など、本当に困っています。高齢者にも優しいまちづくりを進めてほしい、こんな声も年中聞いております。

限られた財源での市政運営であります、若者や高齢者からそれぞれ今求められている優先してほしい施策を聞き取り、市民の理解を求め、一つ一つ前に進めていくことだと常に思います。

そのことを訴えながら今後の一般会計施策の見直しを求めて、橋本市一般会計決算の認定に反対討論いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）私は決算に賛成の立場で討論いたします。

いろいろ課題もあろうかと思えます。今、反対討論であったように、ごみの週1化、これもちょうと財源の確保等で別に使われている中学校・高校医療であったり、いろいろあると思えます。提案することも分かります。しかしながら、道半ばで発展する準備をしてくれている当局に対しては、本予算というのは適正に使われているというふうに思えます。まだまだ道半ばという言葉が引っかかるころもあるんですけども、この決算に関しては次飛躍するために一つしゃがんだような、そんなふうなイメージを僕は持っております。使われているお金に関しては適切に処理できていると。

ただ、課題の部分でいうと農業部門であったり、決算で正直に主要施策報告書をご覧のとおり、今後間違いなく次の予算に反映できるものと判断できましたので、この決算には賛成できるものというふうに承知しております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号 令和4年度橋本市一般会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立多数であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

5番 阪本君。

〔5番(阪本久代君)登壇〕

○5番(阪本久代君)おはようございます。

令和4年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定に反対の立場で討論を行います。

国民健康保険は国民皆保険を支える大事な制度です。しかし、保険税軽減措置を受けているのが5,893世帯、9,351人と年度平均被保険者が1万4,293人ですから、被保険者の6割以上が低所得者です。その中で、一人当たり税額は前年度より約2,700円増えて8万9,264円、1世帯当たり税額は約3,000円増えて14万1,982円となりました。今後も負担増は続いていきます。負担は増えましたが、収納率は0.04%増えて96.49%と市民は努力しています。

一方、令和5年9月末現在の資格証明書の数ですが、47世帯に交付しているということです。国保税を納めることができないのに、医療を受けようとすると窓口で全額を払わないといけません。結局、諦めざるを得なくなり、社会保障の役割を果たしていません。

市民を苦しめた決算となっていますので、国民健康保険特別会計決算の認定に反対します。

○議長(森下伸吾君)ほかに討論する方ありませんか。

16番 土井君。

〔16番(土井裕美子君)登壇〕

○16番(土井裕美子君)おはようございます。

認定第2号 令和4年度国民健康保険特別会計決算の認定に賛成の立場から討論をさせていただきます。

年々保険料が高くなっているのは事実であります。けれども、令和9年度に和歌山県下統一の保険料に導入されるということで、本

市におきましては激変緩和措置ということで、基金を取り崩しながらも保険料の調整を行っていただいております。少しでも市民の負担を減らすよう大変努力をいただいているところでございますので、また昨今の少子高齢化の中、今後は私たち自身がもっと医療費の削減に努めていくことも必要であるというふうに感じておる次第でございます。

この制度は国民の命を守り、安心して医療を受けるためにはなくてはならない制度でありまして、何としてでも維持していかなければならない制度であります。

よって、本会計におきましては適正に執行されておりますので、それをもって賛成とさせていただきます。

○議長(森下伸吾君)ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号 令和4年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森下伸吾君)起立多数であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第3号 令和4年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第4号 令和4年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第5号 令和4年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第6号 令和4年度橋本市農業集落排水事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第7号 令和4年度橋本市土地区画整理事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第8号 令和4年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり決することにご

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

5番 阪本君。

〔5番（阪本久代君）登壇〕

○5番（阪本久代君）認定第9号 令和4年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定に反対の立場で討論を行います。

普通徴収の収納率は、令和2年度99.32%、令和3年度99.10%、令和4年度98.68%と年々下がってきています。国民健康保険税などの収納率が上がってきている中で、下がってきているというのは後期高齢者の生活が厳しくなってきているということではないでしょうか。さらに、所得によって窓口負担が1割から2割の2倍になった人もいます。

市民を苦しめた決算となっていますので、後期高齢者医療特別会計決算の認定に反対します。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

8番 田中君。

〔8番（田中博晃君）登壇〕

○8番（田中博晃君）私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

反対議員がおっしゃったことって、すごいよく分かります。今の社会状況でお金も厳しい、医療費も上がってくる、そこは理解できるんですけども、やはりそもそもこの制度自体が国の制度であるということ。そして、橋本市としてそのお金を適正に使われているかどうかを判断するのが決算である。

そういう観点から、賛成とさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第9号 令和4年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立多数であります。

よって、認定第9号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第10号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第10号 令和4年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第11号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

6番 高本君。

〔6番（高本勝次君）登壇〕

○6番（高本勝次君）それでは、認定第11号 令和4年度橋本市水道事業会計決算の認定に反対の立場で討論をさせていただきます。

本市の水道料金は、令和2年4月からの値

上げ以降、和歌山県下で見ても高くなっています。特に他市から引っ越してこられた市民は、何でこんな高い水道料金なのかとよく聞いております。生活状況を見ても、例えば国税の軽減措置をされている方は約7割います。水道水は命の水であります。節水にも限度があるかと思えます。企業会計であり受益者負担と言われても、暮らしに直結しておりますので、これまで他市では、一定期間減免した自治体が紀北地域でも本当に数多くあります。高い水道料金から市民生活を守る立場で、今後の水道事業会計の見直しをどうしても求めていきたいと思えます。

そういう意味で、橋本市水道事業会計決算の認定に反対の立場で討論させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）私は賛成の立場で討論させていただきます。

橋本市の水道が高いのは前から知っています。これから価格高騰いろいろあると思うんですけど、和歌山県全体、近畿全体が上がってくる可能性もあると思います。しかしながら、橋本市の水道が高いのは知っています。

しかし、水道が高いからと言って市の値打ちが下がるわけでもなく、みんなで支え合い、安心安全な水を供給するというのがまず一番であります。それ以上の行政サービスが橋本市にはあると確信しております。水道の職員は本当に少ない人力の中でよくやっています。したがって、予算は適正に使われております。

以上の理由で賛成討論とさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方あり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第11号 令和4年度橋本市水道事業会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立多数であります。

よって、認定第11号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第12号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第12号 令和4年度橋本市下水道事業会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第13号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第13号 令和4年度橋本市病院事業会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委

員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第15 承認第1号 専決処分事項の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

○議長（森下伸吾君）日程第15 承認第1号 専決処分事項の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 田中君。

○8番（田中博晃君）確認しておきたいんですけども、こういう樹木の伐採等々を行う場合というのは前後に警備員をつけて、道路、車線規制を行うというのが一般的なのかなというふうに考えておるんですけども、このときはどういう感じだったかというのは分かりますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）この事象の内容は、片側1車線の高野口町名倉地内の道路ですけど、片側1車線を市職員により竹の伐採作業をしておいて、その際は交通規制も市の職員でやっておったんですが、対向車線から来る車に誤って竹の木が当たってしまって、ボンネットの上に当たって損傷させたという事情でございます。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）多分、それは分かるんですけど、要は車を止めているやん。何で入ってきたんかなって。車線規制、木を切るんやから、例えば長いもの、竹が倒れるのであれ

ば、そのときだけでも両方止めて落とす、もしくは長過ぎるんやったら短く切って落とす。それが普通なのかなというふうに考えておるんですけども、そういった配慮はされていなかったということですか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）車線規制は片側のみを行って、片側は交互通行するというような形で行っておったものでございます。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）補足答弁を欲しいんですけど、要は長い竹やのに片側通れるようにしてしまって、長い竹がここまで落ちるであろうというところの配慮がしてなかったということなんでしょうという話やと思うんです。どうですか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）全面通行止めをして作業をしておれば、こういうふうな事象がなかったんですけど、人的なミスによって誤って竹を車に当ててしまったということで、今後、注意して作業を行いたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）私、聞くつもりはなかったんですけど、そこまでいくんやったらもう一個ついでに聞くんですけどね。怖いのは歩道で人がおったりとか、竹のササが来てフロントガラスが見えなくなって、ごめんなさいね、誤解を恐れず言うんやったら、車が傷ついたらお金で、すいませんで許してくれるけど、目隠しされた状態で横へパンといたり、学校も近くにあるし、公園も近くにあるし、配慮というのはそこまでしとかんと、誰かをはねてしまったとか、物品の弁償では済まんことになるんで、今後、気をつけてくれると思うんで、そこらはちょっと分かつとい

てほしいと思うんで、了解していただきたい
と思います。いかがですか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）今後、このような
作業のときには十分車両に注意して、また歩
行者にも注意して作業を行い、維持管理に努
めてまいります。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第1号に
ついては、会議規則第37条第3項の規定によ
り委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんの
で、委員会の付託を省略することに決まし
ました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分事項の承認
について（和解及び損害賠償の額を定めるこ
とについて）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんの
で、本件は承認することに決しました。

日程第16 議案第10号 橋本市長等の市に
対する損害賠償責任の一部免責
に関する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第16 議案第10号
橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部

免責に関する条例について を議題といたし
ます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第10号に
ついては、総務経済委員会に付託いたします。

日程第17 議案第11号 橋本市営自転車等
駐輪場設置及び管理条例の一部
を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第17 議案第11号
橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の
一部を改正する条例について を議題といた
します。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 田中君。

○8番（田中博晃君）付託なんであまり詳しく
は委員会でやってもらったらええんやけど、
この内容からしたら、これは将来なくなる、
ただにしてなくなるみたいに中身を読んでい
ったら読み取れるんやけれども、そういう解
釈でいいんですか。いかがですか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）林間田園都市駅駐
輪場は、人口減少とか南海電車のダイヤ改正
等の影響により年々利用者が減少してしまし
た。また、最低賃金の上昇等により今後の指
定管理料の増加も見込まれることから、令和
6年度から無料駐輪場として移行するため、
条例の改正を行うものでございます。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）付託と違った。申し訳
ない。ということは、今後無料になるという
ことは、耐用年数等々の問題も出てきて、そ

の先には閉鎖等も考えていかならん時期が来るのかなと、今たちまちではなくても。そういったところはもう今考えておるのかな。どうやろ。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）現在のところ、閉鎖は考えておりません。今回の駐輪場を無料にすることに伴いまして、防犯カメラの設置であるとか、一部補修等も考えております。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。
5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）無料になるのはいいことやなと思っているんですけど、今も少し言われたけれど、前々からここは建物になっていて防犯上のことがあるので、人を置かないといけないんだというふうな説明があったと思うんですけども、結局、無人の駐輪場になった場合に、今防犯カメラの設置ということはおっしゃられましたけれども、それ以外にも防犯上の対策というのはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）本年度の予算におきまして、防犯カメラを6台設置する予定で現在準備を進めております。併せて照明の自動感知器も整備し、安全に利用できるように努めてまいりますのと、他の駐輪場と同じように日常の維持管理といたしますか、週に5回程度、委託業者に維持管理をしていただくというような形で駐輪場を管理してまいりたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと

思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第12号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第18 議案第12号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

日程第19 議案第13号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第19 議案第13号

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、総務経済委員会に付託いたします。

日程第20 議案第14号 橋本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(森下伸吾君)日程第20 議案第14号橋本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第14号 橋本市水道事業及び

下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第15号 橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の終了に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長(森下伸吾君)日程第21 議案第15号橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の終了に伴う関係条例の整理に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第15号については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

日程第22 議案第16号 橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長(森下伸吾君)日程第22 議案第16号橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第16号に

については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号 橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第17号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第23 議案第17号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第17号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第18号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第24 議案第18号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ちょっとだけ。条例のビフォー・アフターなんですけども、11条の最初の上のほう、変電設備のところの3の2、建築物等の部分の間に、換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。支障のない距離の定義についてなんですけども、キュービクル式といったら割と大きな箱物で、大きな電気が出入りするところでコントロールするんで、何かあったとき、当然、前回の議会でもこういう似たような急速充電器に係る関連のやつで、大きなブレーカーというか、何かあったときにパチンと落ちてくれたり、コン

トロールできるところがあるんでという話なんですけど、技術の発展もいろいろあって、キュービクル式じゃなくてもいける、20kW以上のものでもいける、こういうふうに時代の流れが来とる中で、建築物の安心安全を保つ距離という定義が、だいたい早い話が、消防長にこの距離というのを聞くのもおかしいんですけど、設計士、電気工事士じゃないんでね。だからこそ、何m程度置いておくという数字を明記したほうがよいのではないかという話なんです。その点についていかがですか。

○議長（森下伸吾君）消防長。

○消防長（永井智之君）議員の質問にお答えします。

離隔距離についてですけれども、点検の距離につきましても、前面または操作面を1m以上、点検面は0.6m以上、換気面は0.2m以上が必要とされており、これは消防庁通知に準じてキュービクル式充電設備の基準に基づくもので、それに準じて指導しております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）間違いのない答えをありがとうございます。ということは、こういう数字を明記しておいたほうが分かりやすいのかなって。ここからここまでは何m、何mって書いといたほうが分かりやすくいいのかなとは思んですけど、今やったらしっかりした消防長なんで、この距離についてと言ったらぱっと答えられる方がたまたまいらっしゃるからいいですけど、こういう距離というのは火災とかいろいろ関連してきたときには結構奥深い条例ですので、この距離とはと聞くやつは僕ぐらいしかおらんのかもしれんですけど、何かあったときとか、今後、電気自動車とか急速充電器とか、いろんところでいろんなことが時代の流れに乗ってきたときに、常識的である形というのが一つのスタ

ートラインなんかなと思うんで、答弁しにくいとは思んですけど、数字の明記というのはあったほうがいいのかも思ったので質問をさせていただきました。今後、いろいろ馬力が上がってきたら、また条例改正は近々来ると思うんで、そのときはまた数字の明記というのもご検討いただくということを後世に伝えていっていただけたらと思います。答弁あれば、お願いします。

○議長（森下伸吾君）消防長。

○消防長（永井智之君）時代の流れとともに、その状況に応じてまた検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第18号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第19号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第25 議案第19号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第19号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第1号 令和5年度橋本市一般会計補正予算（第7号）について

○議長（森下伸吾君）日程第26 議案第1号 令和5年度橋本市一般会計補正予算（第7号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により、歳出から款別に行います。

補正予算説明書の令和5年度橋本市一般会計補正予算（第7号）の15ページをお開きください。

まず、1款議会費、2款総務費、15ページから20ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、1款、2款を終わります。

次に、3款民生費、4款衛生費、19ページから30ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、3款、4款を終わります。

次に、6款農林水産事業費、7款商工費、29ページから34ページまで、質疑ありませんか。

8番 田中君。

○8番（田中博晃君）32ページ、ふるさと便の5,800万円なんですけれども、商業のほう、どっちかといったら市民の浸透もあまりよくなくて伸びが悪いな、もうちょっとPRしてほしいなと思うところもあるんですけれども、逆にふるさと便はどんどん伸びていっていると。これって予算、補正を組んでいく中で青天井になってしまうのと違うかなと、正直言

うて。市内の方がどんどん送ってくれるってええことなんやけれども、逆にどんどん予算が上がっていく、補正を組まんなん可能性もあるんやけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず、橋本ふるさと便の商工版のことについてのおただしもありましたので、少しその現状と課題についてもお話しさせていただきます。

まず商工版については、30万円を上限として100社を想定して予算を計上させていただいています。そんな中ですが、11月末時点では事業者数が33社で、想定の3分の1ということになっています。そのうち補助金の請求を頂いているのは20社で、金額は130万円程度ということで、執行率は4.3%にとどまっています。これから請求等が来るということも考えられるんですが、33社にとどまっているということについては課題があるという中で、橋本ふるさと便やインターネット販売では、農家の方が積極的にサイト等を活用するということが考えられますし、またそういったサイトも充実しています。ただし、商工版については、そういったサイトが本当に多数あり過ぎて絞ることができないし、自社においてホームページ等を改修しなければならないという点で、なかなか伸びていけないんじゃないかなというふうなことを思っています。当初予算を要求していく中で、そういったホームページ等を改修することも含めた予算計上をしたいというふうに原課では考えています。

あわせて、農業版のふるさと便についてですが、確かに上限額が設定されていない中で、本当に全額を補正するというような形を取らせていただいています。もともとの仕組みとして市民みんなが農家の方を支援しようとい

うことで、コロナ禍においてスタートしたところです。私たち経済推進部農林振興課としては、農家の人たちのふるさと便を活用して何とか盛り上げていこうというような機運が非常に現在高まっているというふうに思っています。行政として、財政的なことも含めて本当に課題も多い中ですが、私たちとしては若い世代の農家の方が市内の農家を引っ張っていくというそういったところにつながるように、施設整備であるとか、もっと効率的に作業ができるような加工場やそういったものを、先進的につくっていこうというような農家の方が一人でも増えるということも含めて、期待をして考えていきたいなと思っています。

制度の見直しについては当然必要だと思っていますが、私たち経済推進部としては、いましばらく農家の人をしっかりと支えたいというそういう思いで、議員の皆さん方にもご理解いただければというふうに思っています。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）商業版のほうは、僕はPR不足なんかなど。もうちょっと浸透をしたら、それなりに動くと思っています。農業版も結構PRをされてきてたんで。ただ、予算、補正という部分でいうたらどうしても青天井になっていくことで、橋本市の予算的に大丈夫なんかなって言い方はおかしいですけども、これって来年も再来年もって続いていくとなったら、そこその金額が動く事業になってくると思うんですけども、そういったところをきっちり担当課もしくは財政のほうで精査されているのかが気になっているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）財政課長。

○財政課長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

まず本年度補正におきましては、年度途中

の要綱の変更なりというところは混乱を招くということで、今回補正ということをしていただきました。ただ、今後につきましては、ふるさと便の財源というのが、先日から9番議員の質問もあったようにですけども、ふるさと納税を財源としております。これというのは全て産業振興に使うべきかというところの議論もごございますので、今後、担当課と協議をしまして、適切な形で予算づけできたらなというふうなことを今考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）今のところなんですけれども、結構金額的に上がってきていまして、農家に聞いたらありがたいというか、これからも続けてよという意見がものすごく多いんですけども、実際これをやることによって農家の収益というかな、収入が増えなかったら、何にもやっている値打ちがないと思うんですよ。そやから、これをかなりの金額のお金を使いながら農家の収益がどれぐらい上がってきたとるんかね。そうでないと、送られる方は、一般市民の方は喜ぶ部分があるんですけども、本来の趣旨からいうたら農家を支援していく、農業振興という形になってくるんでね。農家の収益が上がってこんことには農業の発展もないんで、その辺の数字的な問題というのは把握してはるんかな。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）確かに議員おただしのとおりで、いくら農家を支援するとしても、実際、農家の収益がどれだけ上がったのかというところをきっちりとかかむ必要があるというふうに思います。資材や肥料が非常に高騰している中で、農家の皆さん方は非常に大変な中で苦勞されながら農業に取り組まれているというふうに思っています。ふ

るさと便を活用している事業所には、これまでアンケートを取らせてもらって、反応であるとか、収益も含めてお聞きしているんですが、なかなかいくら上がったというところまではつかめていない状況です。今年度、きっちりとその辺りについてもより詳細に農家の方から情報を頂けるように取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）質問させてください。同じくふるさと便のところですが、ものづくりをしている立場からの質問になると思うんですけど、反対という意味ではないんです。例えば、2,000円の果物を1,500円の送料で3,500円かかるところが2,000円でいけると。消費が上がる。これは分かるんですけども、永久にしてくださるんでしたら買うほうもそういう気持ちになるんですけども、ブランド化というのは何かと考えたときに、消費者は助かるんですけど、生産者って3,500円で売ったほうがええんと違うかなと思うんですよ。それでいて助けていただいたら、非常に収益が上がっていくのかなと思うわけですね。

もう一つ心配は、僕、これ、永久にしてくださるんだったら、橋本市の果物が安く買えるよというイメージづけというのが永久になされていくんかなと思うんですけども、ブランドと逆行しているかもしれませんけども、逆に安いよというメリットを出せるんかなと思ったりはするんですけどね。例えば現在はコロナ禍で、いろんな作業もしにくかった、体調も崩した、消費も冷え込んだ、今助けてほしい、こういう制度があつて助かったよというのは分かるんですよ。だけど、これを半永久的にやっていったときに、そろそろ終わろうかと。そしたら急に値上がりするわけで

すよね、消費者から見たら。そのときに非常にギャップが生まれて急に売れなくなる状況が、収益が悪化する状況が発生するのかなと思うんですよ。ふるさと便に対する市の見直し、ずっとやっていくのかなというところが気になって質問させていただきたいんです。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず、農家がどんなふうにして収益を上げるかというところについて、やっちゃん広場で実際どんなふう販売されているのかということを確認させていただくと、通常2,000円で農家の人が販売している柿について、例えば九度山町やかつらぎ町の方よりも高い金額で値札をつけていました。というのは、送料が行政で負担されるということで、高いものを買っても送料が無料であるんだったらこっちのほうが得だというようなことで、その分が通常、農家の方が販売するよりも上乗せした分が個々農家の収益の一部になって上がってきているという認識でおります。

そんな中で、この制度がいつまで続くかということについては、私たち農林振興課としてはしっかりと先ほども答弁させていただきましたが、もう少し先にその見直しを図ってもらいたいという思いは変わらずなんですけど、ただ、農家の方には今回ふるさと便を活用して市内外に送るときに、例えば宅急便等の打ち出し伝票ですね、そういったことが非常に煩雑になっていたのが、このふるさと便等を活用することによって簡単にできるんだなというようなイメージを持たれている農家が非常に増えてきています。私たちとしては、送料も負担できるという制度であるふるさと納税の登録に、農家の人をやっぱり誘導していくということが非常に大事だというふうに思っています。

ふるさと納税の制度についても、いつまで

続くのかということとはまた別のことにはなるうかと思うんですが、そういったことでご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）いいことなんで、別にもう言わんところかなと思ったんですけど。一点気になるというか、こういう方法もあるのかなと思うんですけど、ふるさと便の活用に関して周知も、知っている人もおれば知らない人もおる中で、使う人は使うやろし。これ、例えばの話ですけど、僕もほかの議員もずっと一般質問をさせてもらって、部長にも何回も言いましたけど、例えば売れないB級品ばかりを集めたサイトで、例えば農産物のサイトをつくるでしょう。立ち上げるでしょう、市で。立ち上げてと言うても全然立ち上がらないけど、別にかまへんのやけど。立ち上げるとするでしょう。そこの送料を無料にしたったら、みんな平等に使えるし。農家の人からしたら、いいものは普通に流通に流せばいいし、売れないB級品を格安で、しかも送料無料で買えるというシステムをつくってあげるほうが、農家の人にとっても買う側にとってもプラスになると違うかなという提案は15年ぐらい前からしているんやけど。せっかくふるさと便があるんやったら、そういうシステムを立ち上げたらええんと違うかなと思いつつ15年たっているということをごこで言いたかっただけです。

以上です。

○議長（森下伸吾君）答弁よろしいですか。

経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）議員おただしのことについては、行政としてサイトは設けてないですが、民間事業所がやっているようなサイトではきっちりとそこは対応していただいて、農家の方についても送料を負担でき

るということで、これまで処分していたようなB級品等についてもしっかりとお金に換えていくということで意識が変わってきているというふうに思っています。議員おただしの件については、将来の課題ということでお聞きしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）基本的には気持ちよく賛成するものなんです。未来の話ですね。来年、再来年ぐらいになると、また当初予算のときにけんけんがくがくするのは嫌なんで、先にこういう方向性というのは決めといてほしいと。財源にやっぱり限りがあると。ふるさと納税を頑張っ稼いでくれとる担当課も経済部。ふるさと便で頑張るとるのも経済部。農家が喜んでいるのも事実。私も使わせてもらったことがあるんで、いいと思います。

ただ、前、3番議員の質疑等の費用対効果の部分と、財源がいつまで続くかということのを急にストップするのではなくて、そこで混乱が生じたら一番つらいんで、この補正はすばらしいものだと思うんですけども、次の当初に向けてルールづくりというのは、基本的に年末年始ぐらいである一定のぼやけた形でもいいんでやっといってもらわんと、ふるさと納税が減ってきたから終わります、例えば市長が止めたと言われるのもけったくそ悪いし、議会が止めたというのも角の立つのも嫌やし、ええ施策というのはどこかに副作用も来ると思うんです。だから、そのときの時代の背景というのは、今は右肩上がっていると思うんですけども、財源がなくなったから終わりますってそんな不細工なこと言えれへんと思うんで、その辺は農家を育てる、農家に喜んでもらう、やっぱり育てる部分というのを農振条例が機能できるように、これが配慮してほしいと思うんですけど、その点についてのお約束というかお気持ちだけ、議事録にお願い

いたします。

○議長（森下伸吾君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）堀内議員の質問にお答えします。

今、実際にちょっと予算が上がり過ぎてきたなということで、これも反省は当初予算が低過ぎたと。本来もう少し高く組んどいてやっとかべきやったものを、去年の実績よりも低く組んであるという財源的な問題。予算を組むのに必要な状況もあったんで、そういう部分もあるんで、この議会が終わりましたら、一旦ふるさと便についての協議をもう一度やります。これから本当に逆に熱帯化によって、柿もどんどん後ろへ来ているんですね、色づきが遅くなって。そうなってくると、今年は柿の値段、だいたい1.1倍ぐらいで単価がついたんですけど、ひょっとしたら来年はもっと下がるかもわからんという、市場の状況によってどうなるか分からん。今まではどちらかというとも最初高く、冬柿になったら相当低くなってきたという事情があって、田中議員が言われた、逆に下手に高く売るとは、その時期によっては難しい問題も実はあって、へら竿と違って柿というのは市場単価というのに大きく左右されるんで、そういう問題もあって、今後どこまで行けるかという一定の予算のラインを示そうかなと思っていて、例えば期間を短くするとか、使い過ぎているところは抑えてもらうとか、ちょっと見直しをしていきたいとは思っています。

ただ、農業振興条例の中でこれが一番、農業を続けてもらうには一番の効果があって、作ったものが現金で返ってくるということは、非常にお金が入ってくるということで、肥料代も上がっているというふうなことを考えると、やっぱりできるだけ農家にもお金ができるような仕組みというのを考えてあげないと

いけないのかなと。農地を広げても、今の段階でどこまで広がるかというのは非常に不透明ですし、そういう中で一番いいのが、一番の有効策がこれかなと思っていますし、岡議員の言われたB級品も、今E Cのポケットマルシェというところで柿がすごく順調に消化してて、市でつくるかどうかはまた改めて考えますけど、そういう民間の力も活用しながら広げていければなというふうに思っています。

ただ、財源の限界というのもありますし、現実にふるさと納税の部分を、逆に言うたらここまで抑えて、あとは一般財源、農業施策としてやっていくという考え方も必要で、ふるさと納税は三つの事業を主体に使っていくということになっているので、そこは子育て支援に充てたり、企業のほうに回したり、いろいろしていかなあかんなどは今思っているんで、この12月が終わりましたら早急に予算編成に入りますので、その辺のほうにしていきたいと。

ただ、行政で費用対効果を求められても、なかなか費用と効果が合わんという問題もあります。例えばコミュニティバス。昔の行革全盛期やったら、恐らくもう止めれよという話に、こんな無駄な乗ってくれへんのにって。逆に、最近やっとならバスの乗車してくれる人、あるいは予約のやつもちょっと増えてきたんで、今後どうしていくかというのも検討対象に、そこにお金をどれだけ入れるかという財政のバランスも考えながら見直していきますので、またご理解よろしくお願ひします。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）市長、ありがとうございます。行政が出てくると費用対効果を求めているのは、僕もよく分かつとるんです。僕が今、発した費用対効果というのは、農業者がもうかるために、岡本喜好議員のやつな

んですけど、安い産品を1,500円で売るんじゃなくて、5,000円の品を二個一にするとか、それでもうちちょっと活性化してほしいという意味の費用対効果を生産者に仰ぐというか、頑張ってもらおうという意味のあれで、行政は費用対効果ではなくてほとんどが最後のとりでになつとる部分もあるんで、それは市長のご判断でやっていただいたらええと思うんです。

あとは緩やかな説明ですね。いずれなくなってくるかもしれへん自立というのが、官から民へと言われとるんであれば緩やかな説明というか、ある日突然びたつと、わしゃ聞いてないよとか、そういう話にならんようにだけしたってほしいと。若い農家はデジタルですけど、やっぱりええものを作るおいちゃんほどアナログなんで、職員の説明というのが要ると思うんでね。そこがデジタル庁ができたならアナログ庁も要るやないかみたいな、アナログ課が市に要るやないかとか、そういう膝を突き合わせて話をするような、農林振興課職員はそういう人が多いので大丈夫やとは思いますが、その辺の確認をさせていただけなんで、よろしくお願ひいたします。

○議長（森下伸吾君）ほかに。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）二点ほどお伺いというか確認させていただきたいんですけども。農家さんからお話を伺って、ホームページのほうに1月31日に予算終了次第終わりますと、なくなり次第終わりますと明記されてて、要は予算がなくなったら終わりですよという中で、今、青天井ですよという話だったので、もしそこはそういう方向性で考えられているなら、どんどん予算をつけていきますという話であれば、その表記というのは農家さんに誤解を招くことになっていますので、削除していただいたほうがいいのかなど。本当に終わるつもりなら書いていただいたらいいん

ですけれども、そこが一点。

今回の質問でもあったんですけれども、B級品、C級品、要は市場で売れないものをふるさと便で送るという話だと、先ほどの費用対効果の話だとなかなか難しいんですけれども、そういう目的であったら、個別の場所ですら申し訳ないですけど、やっちゃん広場だと、2,200円とか2,000円以上のものは贈答品でふるさと便を使えますと。しかしながら、家庭用のまさに1,000円、1,300円でB級品とか、すぐ帰って食べてくださいよみたいなものについて本来はふるさと便を使うための目的のふるさと便なのに、そこには使えないんですよ、あその場所だと。要は贈答品だけ使えますと。そういうふうな制約を課していることに関して、何か目的と少し違った使い方になっているのかなと私は思うんですけれども、先ほどの説明とそこの使い方、最終的にこういうものを使ってほしいということを経験づけというのにはされているのでしょうか。そこをお伺いいたします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず予算のことについてですが、農産物というのは4月からいろいろ作っていく中で、本市ですと桃がありブドウがあり、それから今ひらたねがあって、冬柿が繁忙期ということが継続している中で、農産物によって例えば予算を執行状況を管理していくとなると、農家の方にとって柿農家だけが予算が足らんかったらやめてしまわなあかんのかというようなことが起こり得る可能性があるんで、実際、今回補正等を受けさせてもらって対応をしています。ただ、議員が言われたように、予算というふうには最初から出しとくんやったら、そのことについてはきっちりともう一度議論しながら、表示というんですか、周知について考えたいなというふうに思っています。

それから、やっちゃん広場という話がありましたが、あそこで送ってはならないということではなくて、B級品等については送ると、若干やっぱり傷みが早い等もあって、贈答用には向かないよというような表示であんなふうにはされているんやというふうに私は理解しています。ふるさと便自体の制度としては、橋本市で作った農産物や加工品を送ることであるので、実際そういうことを前提に、例えばB級品であってもインターネット販売等で農家の方は、それを相手方に承知の上で送るということはやられていますので、全ての農産物が送れるという制度というふうに私たちは考えています。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）実際、私はやっちゃん広場でそういう言い方はされずに、「傷みますよ。傷みますけど、いいですか」、私は「いいです。いいので、ふるさと便でいいですか」と言うと、「これはふるさと便には対応していません」というふうな説明を受けたんですね。だから、そういうふうな運用をされている事業者がいるということは、そもそもの市の目的を理解してないという言い方、考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）やっちゃん広場の方針として、市の考えとは別にいいものを送っていただきたいという気持ちで、そういうふうにならされている可能性はあります。改めて確認をさせていただいて、そういったことがある場合、きっちり取り組んでいただけるように指導なり、アドバイスをしたいというふうに思っています。私が現場で確認をしたところ、「これを送られてしまうと、相手の人、これ、腐るとるやないかというふうなことになるんで、そういったことがないようになりたいと思っている」というのは、

現場でのお話はありました。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、6款、7款を終わります。

次に、8款土木費、9款消防費、33ページから38ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、8款、9款を終わります。

次に、10款教育費、11款災害復旧費、37ページから42ページまで、質疑ありませんか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。11款の災害復旧費についてなんですけれども、農地農業用の施設の災害復旧に要する経費ということで、6月2日の台風による被害ということへの対応、日々ご尽力いただいていることは本当にありがたいなと思います。これから農閑期に入りますけれども、年を明けて農繁期に入っていきますと、本格的にまた来年度の農作業が始まるということになるかと思います。今回、農地12件、それから農業用施設3件についての災害復旧費ということだと思うんですけれども、今後、6月の台風は大きな被害がありましたので、まだ災害復旧に要する経費、また作業があると思うんですけれども、その辺の状況というのを若干教えてもらえればなというふうに思います。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）説明させていただきます。

今回計上させていただいておりますのは、今ご指摘がありましたように農地12件、農業用施設3件の復旧に必要な事業費というような形で要求させていただいておりますが、全体で災害の査定の前定件数で言いますと64件、工区数で言いますと83件ありまして、現在、

今12月中頃、下旬ぐらいまでまだ査定を受けているというような状況になっております。全体の事業費としましては、まだ確定はしておりませんが、約1億5,000万円ぐらいになる見込みではないかと思っております。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）今、部長の答弁を聞きまして、おっしゃったんか分かりませんが、やけど、現在、復旧に残している箇所、どれくらいあるんですかということでお聞きしたいんです。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）今年度の災害は非常に多くの件数が発生しまして、まだ実施設計まで至っておりません。現在、農林水産省の査定といたしまして、被災状況の国の補助金をもらうための申請からの確認といたしまして、そのような状況で、それが終わって今回一部予算計上をさせていただいてるんですけど、終わったものから順次発注していきたいというような形で、今後の復旧となります。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）42ページ、3322県立体育館の要する経費、ちょっと説明を下さい。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）42ページ、県立体育館の経費の件ですけれども、まず燃料費につきまして、今後の購入予定といたしまして、単価159円50銭のものを1万2,000円購入する必要があるということで、191万4,000円の計上をさせていただいております。電気代につきましては、今の予算残が約1,570万円になっておりまして、9月、3月の必要見込使用料、それから金額を算定いたしまして、その差額となります242万3,000円を予算計上させていただいております。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）議長、一応答弁もれと
いうことでいいですか。

○議長（森下伸吾君）はい。

○9番（堀内和久君）2回目聞くことはない
と思うんですけど。僕、あまり賢くないので
意味が分かれへんのですけど、もうちょっと
分かるように教えていただけますか。僕の聞
き方がおかしいのでしょうか。これ、価格高
騰で在庫を持つとか、そういう意味の燃料で、
価格高騰でこれから電気代がこれぐらいオー
バーするであろうから、先にこれぐらい計上
しとくんだという意味なんですかね。ほんな
ら、燃料のほうはどんな感じ、預かりとか、
どこに置いとくんかとか、そういうのも分か
らないんで勉強させていただきたいんですけ
ど、これ、答弁もれで使っていいですか。

○議長（森下伸吾君）はい。もう少し詳しく。
教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）申し訳ございませ
ん。燃料費は灯油のほうになるんですけども、
今後、必要になる見込みを出しているところ
なんですけれども、10月から3月までのと
ころで灯油のほうの必要見込みが約1万
2,000必要になるということで、その分、経
費が191万4,000円必要になります。当初の予
算よりも、今後、燃料費の高騰によりまして
補正が必要になって計上させていただくもの
でございます。

そして、電気代につきましては、9月から
3月の必要見込使用料、金額を算定しまして、
使用料としましては52万6,845kW、そして電気
代につきましては34.4円を想定し、1,812万
3,468円が必要になると算定してございます。
その算定額に対しまして現予算の残額約
1,570万円を差し引きいたしまして、不足が
242万2,000円必要になると見込んでおりま
して、電気代の不足額を予算計上させていただ
くものでございます。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）すいません。灯油
のほうにつきましては夏場、今年の夏も非常
に暑かったので冷房にも使い、その消費が多
かったために燃料費の不足が必要になってく
るものでございます。

○議長（森下伸吾君）冷暖房用で使うもので
よろしいんですね、燃料代は。冷暖房用とい
うことでよろしいですか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）2回目の質問です。だ
いたい分かりました。細かいことは当局にち
ゃんと聞きに行きます。足らんから買い足さ
なあかんというような旨やというのはだいた
い分かりました。詳細はまた、教育委員会
の生涯学習課課長か補佐に聞きに行きます。
ありがとうございます。結構です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、歳出
を終わります。

引き続き、歳入に入ります。

5ページをお開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、歳入
を終わります。

それでは、歳入歳出全般について行います。

質疑ありませんか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）44ページをお願いしま
す。退職手当のところですか。補正前は1,500
万円、これ、当初予算のときに、定年退職は
ゼロで自己都合退職の予算ですという説明が
ありました。今回、2億6,961万8,000円、総
務費と教育委員会と両方足してこの金額にな
ってございました。でいいますと、最終的に何

人分の退職手当なのか教えてください。

それともう一つは、49、50の窓口業務等アウトソーシングの委託なんですけれども、説明書のほうでこの内訳、令和6年、令和7年、令和8年度分は書いてあるんですけれども、9月議会の総務経済委員会の資料によると、アウトソーシングの経費として令和6年度から令和9年度で1億4,152万5,000円というふうな見積りの資料がありました。これと全然金額が違うので、その辺の説明をお願いします。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）まず、退職手当のところからご説明申し上げます。

議員おただしのように、令和5年度当初予算におきましては、昨年の9月議会でご審議いただきました定年延長の件がございまして、本年は定年がないんですけれども、過去の実績において自己都合退職などを見込みまして、1,500万円の当初予算を組ませていただきました。現在、この2億6,900万円余りの退職手当につきましては16名分を見込んでおります。

以上です。

○議長（森下伸吾君）財政課長。

○財政課長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

後段の窓口業務のアウトソーシングの件につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、9月の総務経済委員会のほうでご説明させていただきました金額とこの数字が違いますのは、今回の議案につきましては説明させていただいた窓口業務のアウトソーシングに加えて、今現在やっております庁舎と保健福祉センター、それから教育文化会館等の実はアウトソーシングというのを既にやっているんですけれども、これを同時に発注させていただくことによってよりスケールメリットが働くということで、そち

らの経費も中に合わせて計上させていただいたので、金額的に説明させていただいた分よりも上がっている、そういうふうな状況になっております。

具体的に言いますと、今回、窓口業務のアウトソーシングで計上させていただいた分につきましては、総務経済委員会で説明させていただいた市民課、産業振興課、税務課、総務課の事務といたしまして、令和6年度の中には916万3,000円、令和7年度の中には4,130万5,000円、令和8年度には4,524万5,200円という形で、この中に入っているというような状況になっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）まず退職のほうで言ったら、16名分を見込んでいますということなんですけど、要するに16名の退職が既に決まっているということでしょうか。16名として、そのうち定年延長はしているけれども、60歳で退職される方は何人なのか教えてください。

それとアウトソーシングのほうで言えば、ということは、今までからほかのところでもアウトソーシングしている費用を含めてこの金額だという説明だったんですけれども、かなりの金額を既に、要するに出しているということになるんですかね。今までからもう既にやっていて、それを今回まとめて出したからこだけの金額の差があるということではないんですか。その確認をお願いします。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）退職手当のことなんですけれども、先ほど申し上げたように、本年度、定年退職という枠の中での退職者はおりません。ただ、60歳に到達して退職するという職員は4名おります。実際、うち1名は退職しております。

○議長（森下伸吾君）財政課長。

○財政課長（三浦康広君）後段についてお答えします。

阪本議員おただしのとおりになっているんですが、基本、今のところ本庁舎の総合管理ですとか、保健福祉センターの管理、それから教育文化会館の清掃業務というのは既にアウトソーシングしているような状況になっております。これを今回の窓口業務のアウトソーシングと合わせて発注させていただくというような予算になっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

8番 田中君。

○8番（田中博晃君）同じく49ページのアウトソーシングのどこなんですけれども、9月の総務経済委員会ですらいろいろ教えてもらってはありますけれども、確認しておきたいのが、まずアウトソーシングで職員何人分ぐらいあるんやろうと。額が結構大きいし、いろんなものが積み重なっているとはいえ。あと、説明を見たら金額競争ではないというふうに書かれておるんやけど、市民へのメリットってどういうところがあるのかな。まずそこもお伺いしたい。

あと、正職員の配置が今後どうなっていくかという部分。そのことによって新規採用が極端に減ったりせえへんよなという。将来的にはそうなる可能性はあるにせよ、たちまち極端に減らしたりとかという、そういったところまで考えられているのか、説明をお願いします。

○議長（森下伸吾君）財政課長。

○財政課長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

まず、このアウトソーシングの金額の中に入っている人員なんですけど、こちらは23名分ということになっております。一方で、アウ

トソーシングによって、担当課のほうからいずれアウトソーシングに変わった暁には、担当課のほうがいなくなるというんですかね、異動する人数なんですけど、こちらは正職員で6名、会計年度任用職員で13名、合計19人が減るということになっております。なので、19人減るけども23人増えるというような今回の業務となっております。

あと、配置、新規採用が急に極端に減れへんのかというようにおただしなんですけども、こちらにつきましては、今回アウトソーシングしたからといって急にその19人を各課のほうから抜いてということにはなりません、移行期間ということで一旦人数がダブるんですが、半年から1年ぐらいかけて体制整備していこうかなというふうには考えております。

もう一つ、市民にどういうメリットがあるのかというおただしなんですけども、アウトソーシングすることによって、例えば繁忙期ですね、閑散期と繁忙期、繁忙期はすごく忙しいけども閑散期はお客さまがあまり来ないという状況であれば、当然、繁忙期に職員を強化したいというところがございます。委託すればそういうところも対応していける。それから、職員の異動によって4月当初にお客さまが訪れたときに、「替わってきたばかりで分らんや」というようなところが、ノウハウを蓄積することによってなくなる。ほかにもいろいろあるんですけども、そういったところが考えられると思っております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）ありがとうございます。半年か1年ぐらいは残ってくれて引継ぎをしてということですね。となった場合に、その方々が今、人が少ないとかいろいろ話があるんやけれども、張りつけていけるということなのかなと思います。

あと、総務経済委員会のとときやったかな、説明を見とったら、地元採用できる業者を選びたいんや的に書かれていたんやけど、そういうのってうたって大丈夫なのかなという、独禁法に引っかかれへんかとか、そういったところが気になるんですけども、いかがですか。

○議長（森下伸吾君）財政課長。

○財政課長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

当然、そういうことを業者にも強いるという形になりますと、恐らく人事権介入とか、ひょっとしたら偽装請負の件になって法令違反になるとかという件になってきます。今回の件は市で独自に始めたことではございませんで、他市の状況とか事例とかを確認しながら今進めているような状況なんですけども、例えば努力目標としてそういうのを仕様等というものに盛り込んだりするというようなことは考えられると考えていますので、契約のところ微妙なところはあると思いますので、今後、コンプライアンスには十分気をつけて発注していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

5番 阪本君。

〔5番（阪本久代君）登壇〕

○5番（阪本久代君）今回の補正予算について、窓口業務等アウトソーシング委託というところがどうしても納得ができないので、この点で反対をいたします。

一応、市民課、税務課とかの窓口業務ということではありますけれども、先日の総合政策部長のご答弁の中で、カウンターで中がいろいろと市民の個人情報がたくさんあるというふうを意識しているというお話もありました。窓口とはいえ、やはり市民のいろいろな個人情報を取り扱う部門でありますので、その辺を外部に委託するということでは大変心配というか不安がありますので、アウトソーシングの委託について反対をいたします。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号 令和5年度橋本市一般会計補正予算（第7号）について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、11時20分まで休憩をいたします。

（午前11時8分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会

議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

**日程第27 議案第2号 令和5年度橋本市
国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)について**

○議長(森下伸吾君) 日程第27 議案第2号 令和5年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) 質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) 討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第2号 令和5年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ご異議がありませんので、
本案は原案のとおり可決されました。

**日程第28 議案第3号 令和5年度橋本市
農業集落排水事業特別会計補正
予算(第1号)について**

○議長(森下伸吾君) 日程第28 議案第3号 令和5年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) 質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) 討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第3号 令和5年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ご異議がありませんので、
本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第4号 令和5年度橋本市

介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（森下伸吾君）日程第29 議案第4号 令和5年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第3号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号 令和5年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第3号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第5号 令和5年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（森下伸吾君）日程第30 議案第5号

令和5年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号 令和5年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第6号 令和5年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（森下伸吾君）日程第32 議案第6号 令和5年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）について を議題といた

します。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第6号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議がありませんの
で、委員会の付託を省略することに決まし
ました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第6号 令和5年度橋本市工
業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)
について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議がありませんの
で、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第7号 令和5年度橋本市
水道事業会計補正予算(第2号)
について

○議長(森下伸吾君)日程第32 議案第7号
令和5年度橋本市水道事業会計補正予算(第
2号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第7号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議がありませんの
で、委員会の付託を省略することに決まし
ました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第7号 令和5年度橋本市水
道事業会計補正予算(第2号)について を
採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議がありませんの
で、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第8号 令和5年度橋本市
下水道事業会計補正予算(第2
号)について

○議長(森下伸吾君)日程第33 議案第8号
令和5年度橋本市下水道事業会計補正予算
(第2号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)質疑がありませんので、

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号 令和5年度橋本市下水道事業会計補正予算（第2号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第9号 令和5年度橋本市病院事業会計補正予算（第3号）について

○議長（森下伸吾君）日程第34 議案第9号 令和5年度橋本市病院事業会計補正予算（第3号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第9号に

ついては、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号 令和5年度橋本市病院事業会計補正予算（第3号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第20号 工事請負契約の締結について

○議長（森下伸吾君）日程第35 議案第20号 工事請負契約の締結について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第20号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、

で、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第20号 工事請負契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第21号 物品購入契約(単価)の締結について

○議長(森下伸吾君)日程第36 議案第21号 物品購入契約(単価)の締結について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

11番 岡本君。

○11番(岡本安弘君)それでは、四点ほど端的にお伺いいたします。

物品購入契約の締結後に、個数が約1万5,000台なんですけど、納入の時期と、それと市民の皆さんへの配布方法、そして、もし使い方が分からない方への対応、そして、故障なんかがあってははいけませんので、試験運用について、この四点をお伺いいたします。

○議長(森下伸吾君)危機管理監。

○危機管理監(廣畑 浩君)ただ今のご質問についてお答えをいたします。

今回の議案を可決いただいたといたしますと、この後、直ちに発注作業に入ります。製品を納品いただくまでに概ね半年程度かかりますので、来年度の5月、6月ぐらいから順

次納品になろうかと思えます。

住民の皆さま方への配布につきましては、この後、住民の皆さま方に全世帯に対しまして、要・不要のアンケートを実施したいと思っております。必要な方に対しまして、順次お配りしていくというふうになります。

あと、それから試験運用ですけれども、地域は決めておりませんが、納品時期が6月ぐらいからとなりますので、その時期をめどに一定のエリアで試験運転を一旦したいと。それで不具合があるかどうかを確認しまして、本格運用は来年度の後半10月以降。10月をめどに本格運用に移っていきたいと、そのように考えております。

万が一、使い方等々が分からない場合は、コールセンターを設けておりますので、そちらをご案内したいと。戸別受信機にもコールセンターのことはシール等々で明記しておりますので、対応できるかと、このように考えております。

以上です。

○議長(森下伸吾君)ほかにありませんか。

9番 堀内君。

○9番(堀内和久君)一点だけ。さっき、僕が聞き間違えていたら、すいません。要・不要のアンケートというのが、そのアンケートの答えの返ってきた数の必要やという数と購入する数と、ほぼほぼイコールになればいいんですけど、そこにすごい差が出た場合というのはどんなふうなお考えなのかだけ教えてください。

○議長(森下伸吾君)危機管理監。

○危機管理監(廣畑 浩君)今回、これは単価契約ということで契約をする予定としております。ですので、一旦ここに書かせていただいている数字、員数は、少なくとも今回これぐらいの第1弾の発注ということで書かせていただいております。アンケートを踏まえ

で、不足するということは当然考えておりますので、アンケートの返り具合を見た中で随時発注して順次、備えたいというふうに思っております。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）同じ場所です。戸別受信機につきまして、住民でいらっしゃらないとか、住民票をお持ちでない方については全く頂けないものでしょうか。頂けるのであればどのような形で周知されるのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）基本的には住民票のある世帯を対象にしております。ない方でご希望があれば、有料になりますけれども、有償配布ということは対応していきたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）これ、配布は全てアンケートで対応ということなんですけども、例えば区長とか民生委員とか、ある一定の役職とかに就かれています方に交付ということであるとか、もしくは、これは単年度で買うんですけども、来年度以降とかずっと転入される方がいるんですけども、そういう方に対する配布用の予備としての購入数、もしくは、配布した人で転出される方からは回収をするのかしないのか。そういった長い目を見たときの運用について、お答えをよろしく願います。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）まず、例えば自治会の方に対しましてですけれども、集会所等々がございますので、そういった形のところにはお分けするというふうに考えています。

また、それからこれは貸与でございますの

で、基本的には転出されるときにはお返しいただくということを前提にしておりますが、あまり100%回収というのは難しいかなというふうに考えております。

転入される方につきましては、一旦住民票転入で市民課の窓口に来られると思いますので、事務手続きであちこち回っていただけたと思いますので、その関係で危機管理室にもご案内いただいて、その上で説明をして交付したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第21号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第21号 物品購入契約(単価)の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37 議案第22号 物品購入契約の締

結について

○議長（森下伸吾君）日程第37 議案第22号 物品購入契約の締結について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

8番 田中君。

○8番（田中博晃君）参考資料とかを見せていただいたら、いろんな地域にカメラが設置されるんですけども、議案を見たらI o Tを活用したというふうに書かれていますので、これはライブカメラか何かで誰でも見れるような形のカメラになるというふうに考えていいんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）今回、契約締結を予定しておりますイートラスト社の製品ですけれども、I o Tということでインターネット経由で、カメラ側からクラウドを通じてこちらに状況が伝わります。逆にまたクラウドを通じてこちらからカメラへの遠隔操作、こういったこともできる双方向のカメラでございます。当然、住民の皆さま方にも現状をお伝えする、そういうシステムも兼ね備えておる、そんなシステムでございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第22号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決ま

た。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第22号 物品購入契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38 議案第23号 工事請負変更契約の締結について

○議長（森下伸吾君）日程第38 議案第23号 工事請負変更契約の締結について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第23号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第23号 工事請負変更契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第39 議案第24号 財産の譲与について

○議長（森下伸吾君）日程第39 議案第24号 財産の譲与について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第24号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第24号 財産の譲与について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第40 議案第25号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（森下伸吾君）日程第40 議案第25号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第25号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第25号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、

で、本案は原案のとおり可決されました。

日程第41 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（森下伸吾君）日程第41 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第26号については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

日程第42 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（森下伸吾君）日程第42 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第27号については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

日程第43 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（森下伸吾君）日程第43 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第28号については、総務経済委員会に付託いたします。

日程第44 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（森下伸吾君）日程第44 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第29号については、総務経済委員会に付託いたします。

○議長（森下伸吾君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明12月8日から14日までの7日間は、委員会審査等のため休会とし、12月15日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時43分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 森 下 伸 吾

7 番 議 員 岡 弘 悟

12 番 議 員 小 林 弘